社会福祉法人 育生会 よつば苑 横浜市通所介護相当サービス 重要事項説明書

1:事業実施主体

(1) 名称、所在地及び代表者職氏名

名 称 社会福祉法人 育生会

所在地 〒240-0025 横浜市保土ケ谷区狩場町200番9

代表者 理事長 碓井 義彦

- (2) 行っている主な事業
 - ① 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 - ② 指定短期入所生活介護 (ショートステイ)
 - ③ 通所介護事業 (デイサービス)
 - ④ 指定居宅介護支援
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
 - ⑥ 配食サービス

2:施設の内容

(1) サービスの種類及びその説明

横浜市通所介護相当サービス (デイサービス)

(神奈川県知事指定147060097号)

横浜市通所介護相当サービスとは、要支援状態の利用者に可能な限り その居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が営め ることができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機 能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、 必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を 行う。横浜市通所介護相当サービスの利用につきましては、介護保険 制度における要介護認定を受け、要支援の認定を受けた方が対象とな ります。

(2) 施設の名称、所在地、代表者職氏名及び連絡先

名 称 社会福祉法人 育生会 よつば苑

所在地 〒240-0025 横浜市保土ケ谷区狩場町200番9

代表者 施設長 碓井 義彦

連絡先 TEL(045)712-8601

FAX (045) 712-8605

(3)交通の便

JR保土ケ谷駅東口よりバス10分

- ① 横浜市営バス(28系統 平和台、106系統 境木中学校)
- ② 神奈川中央交通バス(46系統 戸塚駅東口、77系統 芹が谷、20 5系統 東戸塚駅東口)

権太坂上停留場、下車 徒歩3分

(4) 建物の構造及び面積

鉄筋コンクリート造陸屋根 地下 1 階付 4 階建 延べ床面積 4,719㎡ 内 1 階部分の一部 食堂・ディルーム面積 167.627㎡

- (5) 開設日 平成8年8月1日
- (6) 定 員 30名
- (7) 設備・施設:一般浴室、洗面所、医務室、静養室、機能訓練室、便所等

3:通常の事業の実施地域:

横浜市保土ヶ谷区狩場町、権太坂 1 丁目、2 丁目、3 丁目、瀬戸ヶ谷町、 霞台、保土ヶ谷 1 丁目、2 丁目、3 丁目、初音ヶ丘、岩崎町、 法泉 1 丁目、2 丁目、3 丁目、仏向町、今井町、桜ケ丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目、花見台、月見台、帷子町1 丁目、 西久保町、岩井町,境木本町、境木町

> 南区永田北1丁目、2丁目、3丁目、永田東2丁目、3丁目、 永田台、永田みなみ台、永田山王台、六ッ川1丁目、2丁目 3丁目、芹が谷3丁目

戸塚区品濃町、平戸1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、 平戸町

4: 事業所の職員体制及び担当者

(1)管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている横浜市通所介護相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2)職員体制

生活相談員 2名(常勤兼務2名)

介護職員 7名(常勤兼務2名・非常勤兼務5名)看護職員 4名(常勤兼務0名・非常勤兼務4名)機能訓練指導員 3名(常勤兼務1名・非常勤兼務2名)

5:営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分

6:提供するサービスと利用料金

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス
- ◇入浴サービス

入浴または清拭を行います。

◇食事サービス

食事は管理栄養士が、栄養価や嗜好、身体の状況等を考慮して献立を 作成いたします。また、自立支援のため食事介助は最小限として召し上 がっていただく事を原則としております。特別な治療食については対応 できない場合がありますので、担当者にご相談下さい。

- ◇生活指導(相談・援助等)、
- ◇レクリエーション、

心身の機能減退の防止を目的としたレクリエーションを行います。

- ◇機能訓練
- ◇健康チェック

看護職員が健康管理を行います

◇送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。 但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担 いただきます。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

① 昼食代 ¥600/食

② おやつ代 ¥100/食

- ③ おむつ代 (テープ式紙オムツ) ¥ 84/枚
- ④ おむつ代(リハビリパンツ) ¥105/枚
- ⑤ おむつ代(尿取りパット) ¥ 17/枚
- ⑥ 口座振替による利用料 (施設利用料等)

(3)料金改定

介護保険給付対象のサービス利用料については、介護給付費体系の変更が あった場合に変更になります。給付対象外のサービス利用料金につきまし ては経済状況の変化等により変更することがあります。

(4) サービス利用料金の支払い

サービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、契約者は、これを育生会が指定

する方法、期日までに支払うものとします。

(5) キャンセル料

急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。 前々日の17:00 までに連絡がない場合 昼食代(600円)を徴収する。

7:事故発生時の対応

施設内において、ご利用者様の事故が発生した時は、「よつば苑 事故・急変者対応マニュアル」に則り、次の通り迅速かつ適切な対応により、円滑かつ円満な解決に努めます。

(1) 最善の処置

介護事故が発生した場合、まずご利用者様に対して可能な限りの救急 処置や医療機関への運搬等の措置を講じます。

(2) 家族等への説明

処置が一段落すれば、出来る限り速やかに保証人等に誠意を持って説明し、申し出についても誠実に対応をします。

(3) ご利用者様及び保証人等への損害賠償

介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持ってご利 用者様及び保証人等に対して補償します。

(4) 事故記録と報告

ご利用者様への処置が完了した後、速やかに介護事故報告書を作成し、 再発防止対策に努めます。

(5) 行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故などの重大な事態が発生した場合は、速やかに横浜市等の関係機関に報告をします。

8:苦情対応

施設への苦情、その他お問い合わせに付きましては担当者(通所介護部 部 長)宛に何なりとお申し付け下さい。誠心誠意対応し、迅速かつ適切な処置に努めます。

9:個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供 以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必 要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。 10: 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

11:医療協力体制

緊急に医療が必要となった場合には、施設の嘱託医又は育生会横浜病院等の協力病院にて対応いたします。

12:ご家族への連絡

緊急時には、保証人へ連絡を致しますので、ご利用の際には必ず緊急連絡先 を教えて下さいますようお願いいたします。

13:苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口で受け付けます。

相談窓口:よつば苑通所介護 責任者

電話:045-712-8601

- (2) サービスの提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることが出来ます。
 - 〇行政の相談窓口

保土ヶ谷区高齢・障害支援課 電話: 045-334-6394 南区高齢・障害支援課 電話: 045-341-1138 戸塚区高齢・障害支援課 電話: 045-866-8452

○神奈川県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口

専用電話:045-329-3447

〇上記窓口で納得がいかない場合

横浜市福祉調整委員会 電話:045-671-4045

14: 第三者評価の実施状況 現在実施していません

令和 年 月 日

よつば苑横浜市通所介護相当サービス利用契約の締結にあたり、上記の通り 説明を行い、交付しました。

事業者 事業者名 社会福祉法人 育生会 よつば苑

説明者 印

よつば苑横浜市通所介護相当サービス利用契約の締結にあたり、上記の通り 説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

契約者又は代理人

__ 氏 名 印__

附則

- この規程は、平成19年9月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、令和 元年5月1日から施行する。
- この規程は、令和 3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和 4年5月1日から施行する。
- この規程は、令和 5年7月1日から施行する。
- この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

解説

- 2015年8月1日改定 利用料金の基準の改定に合わせ、利用料金表を改めた。
- 2016年4月1日改定 事業実施主体で、行っている主な事業⑥が変更となったため。
- 2019年5月1日改定 元号変更に合わせ、変更した。
- 2021年4月1日改定 利用料金の基準の改定に合わせ、利用料金表を改めた。
- 2022年5月1日改定 利用料金の加算の算定に合わせ、利用料金表を改めた。
- 2023年7月1日改定 横浜市の指定申請基準に合わせて現在との相違点を修正した。
 - 2024年4月1日改定 施設の内容(4)及び営業日が変更となったため。